

平成 14 年度 第 14 回総合規制改革会議 議事録(非公式版)

1. 日時:平成 15 年 2 月 3 日(月)12:00～13:30
2. 場所:総合規制改革会議 大会議室
3. 出席者:
(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、奥谷禮子、河野栄子、佐々木かをり、清家篤、高原慶一朗、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏、安居祥策、の各委員
(政府)石原規制改革担当大臣、米田内閣府副大臣、大村内閣府政務官、
鴻池構造改革特区担当大臣
(事務局)[内閣府]坂統括官、河野審議官、福井審議官、竹内審議官、宮川事務室長、中山次長
[構造改革特区推進室] 中城室長

4. 議事次第

- (1)構造改革特区推進室からのヒアリング及び意見交換
- (2)経済財政諮問会議との連携の強化について
- (3)当面のスケジュールについて
- (4)その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいまから第 14 回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。

本日は、大変御多忙の中でございますが、石原大臣、米田副大臣、大村大臣政務官の御出席をいただいております。

また、鴻池構造改革特区担当大臣にも初めて御出席をいただいております。ありがとうございます。なお、石原大臣と鴻池大臣は、衆議院本会議への御対応等ございますので、途中で御退席されます。

本日は、あとまだ佐々木さんがおいでになっておりませんが、12 名の委員が御出席いただいております。

本日の議事内容といたしましては、まず最初に構造改革特区の第 2 次提案の状況等につきまして、内閣官房構造改革特区推進室からヒアリングと意見交換を行いたいと存じます。その後、経済財政諮問会議との連携の強化、及び当面のスケジュールにつきまして、それぞれ現況を御報告し、意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず、先月の人事異動で事務局の体制が変わりましたので、お知らせを申し上げます。岡本審議官が異動になりまして、その後任といたしまして河野審議官が着任されております。

河野審議官から一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

○河野審議官 去る 1 月 17 日付けで審議官を命ぜられました河野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。岡本審議官には、長い間お世話になりました。河野さんには、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に石原大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石原大臣 年最初の会議でございますので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと思っております。

昨年は、本当に委員の先生方の御尽力によりまして、答申をまとめていただきまして心から感謝を申し上げたいと思っております。政府といたしましても、総理への答申提出の直後に閣議決定を行わせていただきまして、答申に示された具体的施策を最大限尊重して、所要の施策に速やかに取り組むとともに、年度末までに規制改革推進 3 年計画を再改定することといたしております。

それから、本日はお忙しい中、議長の隣でございますが、鴻池大臣にも当会議にお越しをいただき、心から感謝を申し上げたいと思っております。構造改革特区の第 2 次提案募集の状況等について御担当からお話を伺いまして、先生方との意見交換を行っていただく予定になっておりますが、これまで以上に多くの提案があったと伺っておりまして、この特区というものに対する、そもそも御提案をいただいたのはこの当会議でございますので、国民の皆様方の一層の期待が高まっていると率直に感じております。

私どもといたしましても、改革の実現に向けまして、第1次提案の際と同様に、関係各省との議論を通じて、最大限の御協力を行うとともに、更に一層の規制改革というものを、現下の経済情勢の中で推進してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、昨年11月に実は経済財政諮問会議において検討課題となっておりました、いわゆるアクションプランにつきまして御議論をいただくことになっておりますし、各委員の活発な御議論を期待する次第でございます。

なお、経済財政諮問会議においてこのほか宮内議長からも、また私からも発言をさせていただいたのですが、規制改革かなりいろいろな部分で抵抗が多い中、先生方の努力によって進んでいるわけですけれども、勧告権の付与、この問題についても私の方で竹中大臣からどういうふうにしたらいいのかということを取りまとめいただきたいとの指示をいただいております。この点については、総合規制改革の設置の期限が、来年度の末であることを考慮いたしますと、ポストをこの総合規制改革会議と言いますか、推進母体の在り方を検討する中で考える方が現実的、合理的ではないかと今のところ私は考えております。

と申しますのも、この委員会は政令設置委員会でございますが、道路民営化委員会のような法律設置の委員会のように、どんどん権威を高めていく必要があると考えているからであります。今後、このような方向で関係者の方々と意見交換をしていきたいと、今のところは考えております。

最後ですけれども、今年は当会議の設置の期限を来年3月末に控えまして、規制改革をより一層加速し、実り多い成果につなげていくための総決算となる重要な1年ではないかと考えております。

改革の実が大いに上がるよう、私といたしましても規制改革の担当大臣として、力の限り尽くしてまいりますので、委員の先生方、宮内議長を中心に関係者が一体となりまして御尽力いただきますように、総理に成り代わりましてお願い申し上げます。ちょっと長かったです。ごあいさつと御報告に代えさせていただきますと思います。

どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。引き続き石原大臣には、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初の議題でございます。構造改革特区のヒアリングということに入りたいと思いますが、本日はただいま御紹介させていただきましたように、鴻池大臣にお越しをいただいております。

早速でございますが、引き続きまして鴻池大臣からごあいさつを賜りたいと思います。○鴻池大臣 鴻池祥肇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座ってごあいさつさせていただきます。失礼いたします。

構造改革特区は、当会議で御検討され誕生したものと承知をいたしておりまして、また1月24日に閣議決定をいたしました。構造改革特区の基本方針につきましても、当会議の御議論の結果を踏まえさせていただいたものと、私は認識をいたしておるところでございます。

特に基本方針におきまして、法案の国会審議で大変問題となりました。役所が通達などで法令に定められていること以上の規制を新たに課す。いわゆる、進んでいるのに後ろから引っ張るということについて禁止いたしました。省庁や業界団体の中から圧力があつた場合の苦情処理、相談窓口をつくらせていただいたところでございます。省庁の裁量や圧力をなくして進むということが、この特区構想の非常に重要なところであるという認識をいたしておるわけですが、そろそろそういう民の熱意、地方の熱意を阻害してやろうと、権益を守らなければいかぬといったような役所の行為がかいま見れるようになってまいりました。これにつきましては、徹底して私どもいずれが正しいかといったことを、どこの場でもやる。あるいは国会の場でもやるというつもりで頑張っていく所存でございますので、どうぞひとつ先生方にも御支援のほどお願いを申し上げたいと思います。

今後は、教育・医療・福祉、大変問題になっておりますし、我々といたしましても、どうしても一歩前進をしたいというテーマにつきまして、相当数御提案をいただいておりますので、これにつきまして各省庁と十分な調整を図っていきたく思っております。

後ほど、事務方の室長の方から説明をさせますけれども、お陰様と言いますか前回426でございましたが、今回651の御提案をいただきました。大幅に御提案をいただけたことは、まさにこの日本の構造改革、規制改革に対して、地方、民がいかにかそういう熱意を持って進もうとしているかということの表われであろうかと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、その熱意を阻害するような動き、これについてはひとつ正々堂々と真正

面からいろいろな話し合いをしなければいかぬと思っております。

例えば、医師会は、真正面から反対をしてきております。これにつきましては、いろいろな議論をしていくところでありませぬけれども、それ以外の省庁で真正面からではなく、横から、後ろから、その提案についていちゃもんを付けるといったような行為も見られますということ、この席で御報告を申し上げておきたいと思っております。

なお、1年以内に評価委員会をつくるということですが、これもできるだけ早く立ち上げて、特に民間からそういう識者にお集まりをいただきまして、特区構想の評価をお願いし、よきものであればよきように飛び火する。よきように全国展開していくという、初期の目的に向かって進んでいくつもりでございますので、是非ともひとつよろしく御指導賜りますように、この会議が本家で、私どもの仕事に分家でございますから、本家の皆様方にしっかりしていただきませぬと、分家の動きが非常に停滞をいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○宮内議長 ありがとうございます。大変力強いごあいさつを賜りまして、どちらが本家かわかりませぬけれども、何分よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思っております。構造改革特区推進室から、中城室長を始め、同室の方々にお越しいただいております。

構造改革特区を巡っては、先月第2次提案の状況をとりまとめられるとともに、構造改革特別区基本方針を策定されるなど、一層の進展が見られております。当会議といたしましても、このような進展を大いに評価させていただきますとともに、今後またいまの大臣のお話にもございましたけれども、進捗状況をしっかりとフォローし、引き続き密接な連携を図って、全国ベースの対応と相まった形でその推進につなげていくことが重要であると思っております。

そこで、本日は第2次提案の状況、及び今後の進め方等につきまして御報告をいただきたいと思っております。その後、質問・意見交換ということにさせていただきたいと思っております。 それでは、中城室長、よろしく願いいたします。

○中城室長 それでは、構造改革特区の第2次提案について御説明したいと思います。お手元に資料1というのがございます、「構造改革特区について」という資料でございますが、1枚めくっていただきますと、構造改革特区の第2次提案についてという紙がありますので、それに沿って御説明いたします。

○宮内議長 ちょっと失礼でございますが、時間がありませんので、このサンドイッチをつまみながら会議をさせていただくということで、お許しいただきたと思っております。よろしく願いいたします。

○中城室長 それでは、最初にまず第2次提案でございますが、先ほど大臣からお話がありましたように、1月15日の締め切り期限の第2次募集でございますが、412の提案主体から、その内訳は地方公共団体が248、民間事業者が164から、651件の特区構想の提案がございました。

昨年8月30日締め切りました第1次提案では、提案者数が249、地方公共団体が231、民間事業者が18でございますが、特に民間事業者の提案が18から164と9倍ほど増えているということが特徴でございます。また、特区構想数も426から651という形で、大幅に増加しているということでございます。

第2次提案の内容でございますが、現在内容については精査中でございますけれども、大まかにまとめますと以下のとおりでございます。

まず、地方公共団体からの提案でございますが、分野別に見ますとまず「教育分野」では、株式会社、NPO法人の学校の設置・運営への参入、公設民営型学校の設置、学校設置の際の私学学校審議会に関する手続の不要化など、64構想ということでございます。教育分野は、これと民間からの提案を合わせますと、一番多い提案になっております。

次に「まちづくり・都市再生分野」は、イベント、ロケ等のための道路仕様許可・道路占用許可の柔軟化、宝くじの発行主体や発行条件の特例、市街化調整区域における開発許可の特例など、80構想でございます。

次のページで「農業分野」でございますが、農業分野につきましては、第1提案に基づきまして、株式会社の農地所有ということで、農地について賃貸までは認めましたが、やはり農地の所有までということ要望する、農地所有の容認。それから、農地取得の下限面積の引き下げ、地方公共団体による保全目的での農地取得といったような形で、63構想。「生活・サービス分野」では、地方公務員の勤務形態、採用方法の柔軟化、電話番号を付与できるインターネット電話事業者の拡大、コミュニティバスの許可制から届出制

への移行といったようなものでございまして、56 構想でございまして。

「産業再生分野」につきましては、外国人技能実習制度の対象職種等の拡大、研究関係につきましては、若干の拡大が行われましたが、今度は技能実習制度の対象職種の拡大や、外国人IT技術者等の在留資格要件の特例、電力の小口販売のための規制の特例など、51 構想でございまして。

「福祉分野」につきましては、老人福祉で介護保健施設の設置規制の弾力化。

児童福祉につきましては、幼保一元化など、46 構想。

「環境・エネルギー分野」では、リサイクル対象物の廃棄物からの除外や、バイオマス材料に関する廃棄物規制の特例など、43 構想でございまして。

「国際交流・観光分野」につきましては、カジノの開設、ビザなし渡航の容認など、36 構想。

「国際物流分野」では、公有水面埋立地の用途変更の制限期間の短縮化・撤廃、カボタージュ規制の特例など、18 構想。

「医療分野」では、株式会社の医療参入や、外国人医師による医療行為の容認など、17 構想でございまして。

それに対しまして、民間事業者からの提案でございまして、「教育分野」では、63 の主体から提案が出ておりまして、株式会社からの提案は、株式会社の学校の設置・運営。学校法人からは、新しいタイプの学校の容認や、認可権限の市町村長への委譲。NPO法人からは、不登校児童・生徒などを対象にする、現在行っている事業をベースにした学校の容認や、学校法人の設立条件の緩和といったものが出ております。

多くの民間企業からは、事業実施についての規制の特例ということで、例えば駐車場附置義務、これは大店舗法の関係でございまして、そういったものや河川の上空の建設制限など、まちづくり・建築に関する規制などの特例の要望が出ております。

次のページでございまして、医療分野でございまして、医療分野につきましても、民間から病院、大学などからの提案がございまして、電子カルテの外部保存規制の特例や、遠隔医療実施のための規制の特例といったようなものが出ております。

こうした要望につきまして、今後の進め方でございまして、現在関係省庁に検討要請を出しております。この検討要請につきまして回答が来ておりますけれども、それについて更に再検討要請を出すというような形で、ホームページ上でそのやり取りを公開するということ。

それから、2月下旬を目途に特区でやるべきこと、全国で実施すべき事項につきまして、特区の推進本部で決定するというでございまして。

このうち法改正を要するものにつきましては、この特区法の改正法案として本通常国会に提出する予定でございまして。

次のページから、若干数表について出しておりますけれども、そこにありますように、提案者数につきましては、大体 1.6 倍、特に民間事業者から9倍ぐらい増えていると。構想数では、1.5 倍ということでございまして。

提案主体の内訳は、以上のとおりでございまして、次のページに提案特区構想数 651 の内訳でございまして、新規提案が 533 、1次提案の変更・拡充が 118 ということになっております。

地方公共団体の各県別の数字は以下のとおりでございまして。

その次に、資料2といたしまして、「構造改革特別区域基本方針のポイント」というのが出ております。これは、構造改革特別区域法に基づきまして、基本方針というものを去る1月 24 日に閣議決定したものでございまして、そのポイントでございまして。

基本方針は、大きく3つのパートから成っておりますが、構造改革の推進等の意義及び目標。構造改革の推進等のために、政府が実施すべき施策に関する基本方針。そして3番目に、認定に関する基本的な事項でございまして。

ポイントだけ申し上げます。まず、2番目の政府が実施すべき施策に関する基本方針でございまして、下線部にありますように、特区の推進に関する基本方針といたしまして、定期的に地方や民間から提案を受け付け、規制の特例措置を追加・充実していくこととする。

特区で実施される規制の特性措置は、一定期間後に評価を行い、特区の成果を着実に全国に拡大していくということ。

個別の規制の特例措置について、本基本方針で規定する条件以上のものを通達等によって付加しないということ明記しております。

先ほど鴻池大臣からお話がありましたように、特例措置の評価に関する基本方針ということでございまして、平成 15 年中に構造改革特別区域推進本部に設置する、民間人、学識経験者等、第三者なる評価委員会というものを置くということでございまして、その中で特区規制の特例措置の在り方に関する評価ということ、個別の特例において講じられる規制の特例措置の効果、影響等に関する評価を行うこととしております。

2番目に、法令解釈事前確認制度の運用に関する基本方針でございますが、これはいわゆるノンアクションレター制度でございますが、これにつきましては関係行政機関の長は原則として 30 日以内に地方公共団体に対して、書面または電磁的方法により行うということを明記しております。

また、地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談等に関する基本方針といたしまして、内閣官房に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理のための相談窓口を設けることとしておりまして、構造改革特区推進室の方に既に相談窓口を設けたところでございます。

構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項であります。まず地方公共団体が作成した構造改革特別区域計画につきましては、本基本方針に定める事項を満たす場合は認定するというところでございまして、その数は限定しないということとしております。

この特別区域というものは、予算措置を伴うものではありませんので、数というものについての限定はないということでございます。

下に飛んでいただきまして、一番ポイントとあります、関係行政機関の長による同意の手続ということでございますが、これにつきましては本基本指針に定める特例措置の内容等に定められる事項への適合の判断は、まず地方公共団体が行うということを明記しております。

規制所管省庁の長は、本基本方針に同意の要件が定められているものは、その適合性を見るということにしておりますが、同意の要件について特に書かれていない、それ以外の場合は構造改革特別区域計画に記載された規制の特例措置の内容が、本基本方針に定める特例措置の内容等に明らかに反する場合は除き同意をするということとしております。

同意の要件が今回別表で定められているものは、1つは必要な手続が行われているかどうかということと、もう一つは燃料電池など新しいものに対する安全性のところに関して同意の要件が定められておりますが、ほかの特例外については同意の要件は付けられておりません。

以上が、構造改革特別区域基本方針のポイントでございます。

今後の私ども推進室のスケジュールでございますが、それを資料の3「今後の進め方」というものを見ていただきたいと思います。構造改革特区に関する認定申請と提案募集という2つの流れが私どもの作業としてございます。

まず、第1次申請に伴って始めました特区計画の認定申請の流れでございますが、構造改革特別区域法というのは、今年の 12 月に成立いたしました。基本方針というのは 1 月 24 日に閣議決定されたわけでございますが、今後 3 月までの間に政令事項以下の規制の特例措置を決定いたします。そして、4 月から特区計画の認定申請の受け付けを始めます。法律上は、認定申請から 3 か月以内に認定するか、しないかを決めなければなりません。熟度の高いものに関しましては、4 月にも特区の第 1 号を誕生すべく、今、準備作業をやっているところでございます。

これが第 1 次申請に関する特区の認定の流れでございます。

それと同時に、下の方でございますが、現在第 2 次募集というのをやっておりますが、これは規制の特例の提案を募集するものでございます。この募集につきましては、定期的にこれを追加していくことを考えておりますが、まず第 2 次提案募集、これは 1 月 15 日に締め切ったわけでございますが、これを今、内閣官房と各省庁で折衝しているところでございますが、2 月の末に構造改革特別区域推進本部で規制の特例の追加を決定するということを考えております。

そして、プログラムに基づきまして、規制の特例措置というものを準備いたしますが、先ほど申し上げましたように、法律改正を要するものは通常国会で法改正をするというふうを考えておりまして、こうして改正されたものにつきましては、次の上の方の申請受付に反映されていくということでございます。

そして、第 3 次提案募集、これは 6 月末を考えておりまして、第 4 次提案募集は 11 月末を考えておりますが、こういった形で基本方針を徐々に改定して、必要に応じて特例措置を付け加えていくことを考えております。

私からの説明は以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、御質問等ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思
います。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 ありがとうございます。先ほども鴻池大臣からお話がありましたように、絶対反対という立場
に対する戦法というのは割と簡単なんです、条件付き賛成というときのその条件が非常に問題になる面も
あるかと思えます。

例えば、株式会社による学校経営の参入というのは、先日これは特区ではありませんが、職業大学院に
ついては全国ベースで認められるというか、その方向で検討されるということなんです、一部のテレビ報
道なんかを見ますと、参入してもいいと、ただし補助金は出しませんよというような形での、言わばオーケー
というのが例えば今後特区等でも出てくると思えますが、そういうものについてどういうふうに考えるのかとい
う点です。

つまり、どこまでが基本的な条件で、どこまでが譲れる条件かということ、今後規制改革会議等と一緒に
検討していく必要があるかと思えます。

2番目はちょっとした御質問ですが、先ほど御説明にあった中で、法律の改正を要するものは臨時国会、
通常国会ごとにやるということですが、そうじゃなくて各省の政令以下のものというのは、この四半期ごとの
ペースに合わせて適時改革していくという理解でよろしいかどうか、その点についてお聞きしたいと思いま
す。

以上でございます。

○中城室長 おっしゃるとおりでございます、政令以下につきましては、できるだけ早くやりたいと思いま
すし、四半期に間に合うものは間に合わせたいと思えますが、法改正と政令改正が組み合わさったものも
幾つかあると思えますので、そういうものは法律と並んだ形で間に合い次第、次回の申請に間に合うかどう
かわかりませんが、この図では第3次募集に間に合うような形にしてありますけれども、そういう形ででき
るだけ早く準備していくという形でやりたいと思っております。

○宮内議長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 資料2のところ、特例措置の評価に関する基本方針というのは御説明いただいたんです
けれども、これ 15 年度中にそれを設置するという御説明ではございましたけれども、例えばここで第3次募
集とか第4次募集とかという提案を、この年度内に次々に募集することになっているわけなんですけれども、
そういう意味では早い段階からある種の、そんなに完璧じゃなくても簡単な評価というのをしていた方が、
私はもしかしたら誤解しているのかもしれませんが、早くこういうものを立ち上げて、早く評価して、その中身
がきちっと公表されることの方がいいんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺はいかがでござ
いましょうか。

○中城室長 この評価委員会は、特例措置を講じた地域が、その特例措置がうまくワークしているかどうか
ということの評価して、うまくいってれば引き続きやるのか、それとも全国でそれを実施したらどうか。ある
いは、うまくいってなければ、それはもうやめたらどうかというようなことを評価する委員会を考
えておいて、私どもとしては特例措置が一番早くても4月に認定されて、それからその特例措置が実施されますので、そ
の実施された結果を少し評価することなので、委員会の立ち上げは今年中にしまして、それからある
程度認定された特例措置がワークして、その結果を見て評価することになるので、その評価自体は私
どもの考えでは、再来年度ぐらいから評価ができるようになるのではないかと考えております。

○宮内議長 奥谷委員、どうぞ。

○奥谷委員 今のことに関連してなんです、この評価する委員会をおつくりになるというのか、ここの権
限というのか、それは先ほどの勧告権みたいな問題と絡むのかもしれませんが、どこまで評価したとい
うことの権限が強くなるのかどうか、ただ評価したというだけのことなのか、その権限の度合いみたいなものはどう
なんでしょうか。

○中城室長 この評価委員会の設置について、まだ具体的なところは決まっておられませんけれども、これ
は構造改革特別区域推進本部という総理を本部長とする本部の下につくられますので、その本部にこの委
員会の評価というものが報告されるということでございます、それはそういう形で結果というのは尊重され
るものになると思えますけれども、法的にどういうに書くかというのはまだ検討中でございます。

○宮内議長 鈴木議長代理、どうぞ。

○鈴木議長代理 評価をしていくというのは重要な事柄ですけれども、私も前から指摘しているんですけ

れども、評価をしてからということを経由して、もう既に始まっておりますけれども、だから全国については議論することはできないということで、この傾向が明らかに出てくるというふうに思いますので、私どもの方としては特区申請というものによって、堤防に穴が開いたというふうな受け止め方をして、評価というものを待たずして全国にできるものは拡大していくことに全力を挙げたいというふうに思っておりますので、そこら辺についてひとついろいろ推進本部とよく打ち合わせさせていただいて、評価待ちよという話にならないように、特に課題として上がっているものというのはもう数年前から議論されておいて、ただ反対するがゆえの反対というものがあって、そういうものも非常に多いわけですから、だからあえて評価に及ばずという部分も多いということは、よく連絡をさせていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○宮内議長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 申請の流とか動きについては、よくわかったんですけども、その後のインプリメンテーションということで、今、評価の仕組みができるということをおっしゃられましたが、例えば具体的に、ここの場では具体的なことは話す場ではないということはあるんですが、ページ4のところで、北海道佐呂間町で幼保一元化のようなこととか、多分学童のこととか何かを書いてあると思うんですけども、こういったところで例えば財政厳しいというふうに書いてありますので、本当に財政が出ないということで、これが取り下げられてしまうと、あちこちでこういうことあると思うんですけども、そのままになってしまうのか、その後のインプリメンテーションというのがよくわからないので、申請の手続とかこの辺はよくわかったんですけども、その後これがどうやって実際に実行されていくのかということと、もう少し御説明いただければと思うんですが、私の理解力が不足していたら申し訳ないんですが。

○中城室長 ごらんになっているものは御説明しませんでしたから、これは2次提案の概要ということで、募集で出てきたものでございます。今回4月から申請していただくのは、もう既に特例措置して取ることが決まっているものについて申請をいただくわけでございます。

そういう意味では、政府としてこういう特例措置を設けることを決めたと。例えば、港湾の24時間化というものについて進めるというふうに進めているわけでございます。そうすると、それについてこの特例措置を設けてほしいという、例えば北九州なら北九州というところから申請が上がってきていると。そうしたら、評価としては、そうした申請が上がって認定された後、もし認定が行われたとしましたら、それから半年後とか1年後にその認定されたものについてちゃんとそれがワークしているかどうか、例えば24時間化ということが本当にワークしているのか、そういうところをこの評価委員会でチェックしてもらって、その評価委員会によって、それがうまくいってればそれを引き続きやるか、それともすべての港湾でそういうものをやるべきではないかというようなことをその評価委員会でやっていただくということでございます。

○村山委員 財政的な措置を伴うということであって、必ずできるというバックアップ体制があるわけですか。

○中城室長 基本的に、この特区でやる特例措置については、財政措置を伴わないものというふうになっておりますので、そういう意味では財政措置を伴うものは特に考えておりません。

○村山委員 そうしますと、この中に入っているもので、結構措置を伴いそうなものがあるような気がするんですが、そういうものはアウトになってしまうということですか。○中城室長 これは提案でございますので、これから関係省庁と協議をしていくわけでございますけれども、純粋に財政措置を伴うだけのものというのは、この中からはじかれていくというふうに進めております。

○村山委員 わかりました。

○宮内議長 よろしうございましょうか。それでは、実は時間の関係もございまして、特区に関しましての質疑はこの辺りで終わらせていただきたいと思います。

両大臣、衆議院本会議に御出席でございますので、ここで御退席いただきます。

どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

中城室長、どうもありがとうございました。

(石原大臣退室)

(鴻池大臣退室)

(中城室長退室)

○宮内議長 それでは、次の議題に移りたいと思っております。昨年12月の冒頭で、私から簡単に御報告を申し上げましたが、昨年11月末に開催されました、経済財政諮問会議におきまして規制改革が議題とされ、そこで石原大臣と私が出席し、報告を申し上げたという経緯がございます。

特に官製市場など経済活力のために必要な規制改革の重要事項につきまして、総合規制改革会議の方でアクションプランを作成するよう指示を受けたという経緯がございます。次回2月の半ばに、経済財政諮問会議にこれを提出するようというふうに言われておりまして、事務局の方から事前に皆様方に対しまして、重要項目の候補につきまして、リストアップをお願いしていると存じます。本日は、この辺りを中心に御議論をいただきたいと存じます。

また、私の方でこのアクションプラン全体についての案を私案ということで作成させていただきました。また、検討項目につきましては、各委員から御意見をちょうだいしたものでございますが、これは資料に付いておりますが、これらにつきましてまとめましてまず事務局から御説明をいただき、その上で御質問・意見交換をさせていただきたいと思っております。

なお、本アクションプランは、本日の議論を踏まえまして、次回の経済財政諮問会議に提出するという予定のものでございまして、今日の御議論を踏まえまして、次回の諮問会議、今、12日というふうにお聞きしておりますが、変わるかもわかりませんが、それまでに間に調整等をさせていただくことをしたいと思っております。微妙な状況も生じると思われまので、この本日のお配りしました資料につきましては、会議後回収をさせていただきたいと思っておりますので、後ほどちょうだいしたいと思います。

それでは、まず御説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○宮川室長 それでは、お手元の資料の中で、『『規制改革推進のためのアクションプラン』(素案)』というものがございます。これは2月12日、一応予定をされております、経済財政諮問会議に対しまして、規制改革会議の方が提出をするという案でございます。これは議長の私案ということでございまして、今日皆様方の御議論を踏まえながら、また修正をしていきたいと思っております。

読み上げさせていただきます。

1. 基本方針

「官製市場」(医療、福祉、教育、農業など)、「都市再生」、「労働市場」などの分野を中心に、規制改革の加速的推進を図ることにより、新規需要・雇用の創出、豊かな国民生活の実現を図ることが重要である。

このため、総合規制改革会議は、これらの分野等における最重要事項を「重点検討事項」と位置付け、本年6月までの間を当面の目標として、当会議等有するあらゆる機能・権限等を行使しつつ集中審議を行い、その成果を「重点検討事項に関する緊急答申(仮称)」としてとりまとめ・公表する。その際、「重点検討事項」には、2年以内を実現する旨の実施時期の目標を設定する。

なお、これらの検討の際には、「構造改革特区での実現」をも視野に入れつつ、構造改革特別区域推進本部との一層の連携強化を図る。

2. 当面のスケジュール

(1) 総合規制改革会議は、「重点検討事項」のうち、2月下旬に予定されている構造改革特別区域推進本部において「特区で実施可能な規制の特例措置」として「構造改革特別区域推進基本方針」に盛り込まれる事項について、構造改革特区推進本部に対し、最大限の協力を行う。

(2) 当会議は、「重点検討事項」のうち、上記「構造改革特別区域基本方針」に盛り込まれない事項について、経済財政諮問会議、構造改革特別区域推進本部とも一層の連携強化を図りつつ検討を行い、本年6月の「重点検討事項に関する緊急答申(仮称)」をとりまとめ、公表する。その際、関係各省に対して、現在当会議及び規制改革担当大臣が有するあらゆる機能・権限等を行使する。

(3) なお、経済財政諮問会議においても、「重点検討事項」についての集中審議等を行い、得られた成果を6月の「基本方針2003」に反映させることを期待する。

3. 実現に向けた具体的手法

(1) 総合規制改革会議令(第5条第1項・2項)に基づく、当会議による関係行政機関の長に対する「資料提出・意見開陳・説明の要求等」

(2) 規制改革担当大臣や総合規制改革会議議長と関係各省の大臣又はハイレベル事務方との直接折衝

(3) 内閣府設置法(第12条第2項)に基づく、規制改革担当特命大臣による関係行政機関の長に対する「勧告の実施」

4. 重点検討事項

これは省略でございますが、次の資料の未定稿でございますけれども、アクションプランにおける重点検討事項についての各委員の意見というのを今回ちょうだいしておりまして、これを事務局の方でまとめさせていただきました。一部、若干まだ集約しきれてないものもございまして、一応こういう形で各委員か

らちょうだいしたものを表形式でまとめさせていただいております。

なお、項目それぞれにつきましては、かなり多数に及びますので、ここでの説明はむしろ省略させていただきまして、意見等の交換の中で各委員の方から御説明いただいた方がよろしいかと思っておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。私からの案ということで、規制改革推進のためのアクションプランというのをつくらせていただきました、たたき台でございます。ちょっと補足いたしますと、基本方針のところを書いてございますように、6月を目途といたしまして、これまで過去2年は中間とりまとめという形で出したわけでございますけれども、このところで重点検討事項に関する緊急答申という、それよりもはるかに強い形のものを一応書かせていただきました。こういうものをつくりますと、なかなかこの会議が大変な荷物を背負うことになるかもしれません。非常にリスクの高い提案でございますけれども、この辺につきまして是非御議論をいただきたいと思っております。

それから、その次の行に2年以内に実現する云々というのがございます。この2年以内というのは、早くやるという意味合いで書かれたものでございますが、しかしもっと早くやれるものがあるじゃないかと、そうすると2年ということを書くとは一番後ろへ持っていかれることはないかという疑問も出ているようなことをちょっと付け加えさせていただきたいと思っております。

それでは、このアクションプランと個別の重点検討事項につきまして、御意見等賜りたいと思っております。

では、また八代委員から。

○八代委員 全般として、非常に結構な御提案だと思います。

それから、今までは中間答申を6月、あるいは7月の月上旬までにつくっていたわけですが、これ自体大作業でありまして、別にこれを緊急答申にしたからと言って、ある意味で作業が増えるわけではないというふうに考えております。

勿論これはどういう形の答申をするかというのが問題でありまして、各省の合意を得る、得ないというのはいつもの問題があるわけでありまして、基本的にはできる限り各省の合意は得つつ、得られないものについても、当会議の考え方として積極的に答申するというのを組み合わせれば、事実上従来の中間答申と変わらないわけでありまして、それをもう一回12月にこれまで出すという形で、やや勢いが抜けてしまった面もありますので、それを最終答申として6月段階に出すというのは、本当はこれまでもやるべきであったことではないかと思っております。

あと、具体的な検討事項については各委員それぞれ意見が違いかと思っておりますが、私はできる限り絞って、やはりある程度実現可能性のあるものと言いますか、具体的に言いますと、例えば予算制度なんかの大幅な変更を伴うようなものとか、まだちょっと熟してないような規制改革の面は外して、今、非常に緊急に求められていて、かつ雇用拡大効果も高いものという2つの基準で選んで、少なくとも10項目程度に絞ってやるべきだと思います。

勿論、細かい点で重要なものも幾つもあると思いますが、それはそれとして勿論やるべきであります。このアクションプランという限りは、やはり重要なもので早急に効果があるものに絞るというような形で、手続的なものは極力外すべきではないかと思っております。

ついでに、各委員の資料の中の9番目に私のものがございますが、そういうような関係から、やはり株式会社等の参入、医療と教育、それから需要効果ということでは、やはり質の高い医療機関を対象とした混合診療の解禁というようなもの。

それから、これはかなり難しいかと思っておりますが、弁護士とか医者について日本人を対象としたサービスの解禁ということでもあります。これは相互主義の観点から、日本の医者がアメリカで営業できないのに、なぜアメリカの医者が日本で営業できるのかという批判もありますが、利用者の立場から見れば、別に日本人の医師がアメリカで営業できなくても、質の高い外国人の医師が日本で営業すること自体に、非常に大きな意味を持つわけでありまして、あくまでも利用者の観点から考えて、一方的な解放でもいいのではないかと思います。

あとは特区とか、これまでの中には必ずしも大きく出てなかったんですが、これは都市ワーキンググループで毎回やっておられました、高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和というのは、これはアナウンスメント効果だけでも随分建設投資を促進するような効果があるのではないかと思っておりますので、特に付け加えさせていただきます。

ありがとうございました。

○宮内議長 八田委員。

○八田委員 私もなかなか立派なものだと思います。実は、実現に向けた具体的手法について、多少付け加えることがあるんじゃないかと思います。

というのは、1つは勧告の実施なんです、勧告を実施して相手側の省庁が聞かなかつたらどうなるかということなんです。要するに、勧告があるから多少プレッシャーがあるかもしれないけれども、でもやりたくないものはやりたくない拒否される可能性がある。

ところが、拒否して他省庁がこちらの提案と別な法案をつくる可能性がある。そのときに、当該提出法案の拒否を前提にこれを是正することを勧告するというのをすれば、実質的な拒否権を有していることになるわけで、勧告権が有効性を発揮するというのは、こうした実質的な拒否権の行使を前提にした場合だと思うんです。

だから、規制改革担当大臣が持っている実質的な拒否権の存在を明確に確認した上で、こういう勧告を実証するというので、勧告に大変な実効力が加わるんじゃないかと思います。それが第1点です。

第2点は、ワーキンググループの議事の原則公開ということであります。勿論いろんな機微に渡ることがございますから、すべてを公開することはなくて、ワーキンググループの主査の判断でもってクローズにすることもあり得ると思いますが、むしろ原則をプレスを含めた公開にした方がいいと思います。というのは、そうしないととんでもない理屈を役所側が言っても、だれもほかに見ていないからとがめる者がいないということになる。それが公開されると、非常に慎重に議論をせざるを得なくなります。だから、まともな議論が残る可能性がある。

従来、議事録を公開するのに、ほかの省庁では実名入りで議事録を公表するのは、小委員会やワーキンググループでもやっているところが結構多いんですが、多いかどうか統計は取ったことはないですが、私の経験ではあるんですが、その議事録をつくるための予算が取られていないようなので、議事録を願いますと事務局の方が自分でお取りになるという情勢であると、これはまずいので、原則的にそういう議事録が取れるような予算を要求するべきではないかと思います。

私は、具体的な検討事項として3つばかり挙げましたが、1つだけ、先ほど八代委員がおっしゃった、都心部における容積率の緩和についてなんです、8ページに多少参考になる2次答申の内容を書いておりますが、これは非常に私ども強く要求しまして、特に都心の商業地で今、マンションを建てられるわけですけども、そこではマンションの容積率は原則的に、もう自由化してもいいぐらいに伸ばすべきで、元来容積率を制限している理由に基づいて、その理由がないならば十分立てるべきだということを要求してきたんですが、なかなか向こうも渋くて、結局国交省はそういう容積率が決める目的を、性能を規定化することには賛成だ。それは、中期的な目標として検討したい。その一環として居住用のマンションの容積率のさらなる拡大ということをやりたいというふうになって、そこで今、この2次答申の内容がなっているということです。

したがって、その検討を我々、あるいは経済財政諮問会議と一緒にもっと早めていただくというような要望にはどうかと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 高原委員、どうぞ。

○高原委員 簡単に3点申し上げますが、1点目は宮内議長がつくられました素案については、非常によくできておるといふふうに思っております。

2点目でございますけれども、私はアクションプランにおける重点検討事項という資料を、今、宮川室長から読んでいただきましたが、1ページ目に、私は1行だけ「5 高原委員」のところで「官製市場などの省庁の抵抗の大きい項目に絞る」といふふうには書いておるんですが、今、八代委員からもお話がありましたように、実現可能性があるもの、あるいは重要とここで事務局も含めてお考えになっているもの等を、やはり項目の中に是非とも入れたいというふうには思っております。

3点目、これで終わりなんです、実際にこの課題の取り扱いについては、議長に一任をして進めていただけたらというふうに思います。

以上です。

○宮内議長 清家委員。

○清家委員 私八代委員の発言に触発されて、八代委員のおっしゃることはもっともだなというふう

に思いました。

私の意見として○が3つありますけれども、まず最初のは、国立大学の教員が独立法人化されるまでは、具体的なアクションに入れられない問題でありますし、2つ目の○は、私が強く個人的には主張したいものですが、相当時間がかかるものですので、多分現下の雇用情勢等にかんがみて、早急に進めるべきなのは3つ目の○のところだというふうに思っております。

実は、この職業紹介のところで書きました点は、厚生労働省とも基本的には合意に至っているもので、もう措置を検討してもらうことになっておりますけれども、これをできるだけ前倒しで早くやってもらうというような種類の形のアクションプランが必要かなというふうに思っています。

なお、1つこれは奥谷委員に質問なんですけれども、私どものワーキンググループの議論でも御承知のとおり、私どもこの民営職業紹介の規制を原則撤廃してほしいというふうにお願いしております、ただその前提として有料職業紹介事業についての事後監視、監督の徹底と、それから全国どこでも無料の一定レベルの職業紹介サービスがだれでも受けられるということが、重要なセーフティーネットになるというふうに考えているわけですが。

奥谷委員が御提案の、このハローワークの民営化というのは、これは具体的にどのようなあれなんですか。つまり勿論民営化にもいろんなやり方があると思うんですけれども、私の考えですと、民営職業紹介の規制を徹底的に緩和するためには、国の責任で無料の職業紹介サービスを担保するということが必須の条件だと思っております、その辺のところとの整合性をちょっと。

○奥谷委員 現実には今このハローワークがほとんど機能していないという状況で、マッチング率も20%以下切っていますし、ほとんどが失業保険の給付先というか、あえて失業保険をもらいに行く必要はなくて、確定すれば自動振込すれば済むわけで、ですから要するに場を持って職業をあっせんするという業務が行われてないところを、あえて持つ必要性はないわけで、ですからそういった意味でのハローワークの機能をはたしてないわけですから、こういったところは存在価値なしということで、それにプラス民営化というのは、そういうものを民営化することによって、もっと職業のあっせんを含めて、情報量は全然民営の方が積極的に取りますし、働きたいという職を求める人にとっては大変プラスになるということです。

○清家委員 このハローワークのパフォーマンスについては、いろんな見方があると思いますが、確かに都市部等においては、それこそ民間の職業紹介ビジネスが相当出ていますから、ハローワークだけに依存するということが勿論ないわけですが、やはり地方等に行くと、要するにビジネスとして商業紹介が成り立たないような場所等においては、かなり公共職業紹介のカバレッジというのは高いと思うんです。

もう一つは、御承知かと思いますが、要するに国がハローワークの形でやるかどうかは別として、無料の職業紹介を公務員にやらせるというのは、一応ILOの88号条約に書いてあるんです。

ですから、これは雇用のワーキンググループのときに議論したかと思いますが、有料職業紹介のところについては、労働者の利益になる場合には、有料職業紹介を認めていいという読み方はできると思うんですけれども、ILOの88号条約に関する限りは、全く国が無料の職業紹介事業をやらないというのは、その観点からも難しいと思いますし、それから私が先ほど申し上げた、今のパフォーマンスは別として、パフォーマンスが悪いのであればもっと頑張ってもらって、無料の職業紹介サービスが担保されないと、有料の職業紹介の規制緩和は進めるべきではないと思います。

ですから、その辺で今のハローワークを改革するというのはいいと思いますが、私が申し上げているような職業紹介についての抜本的な規制緩和を是非進めるためには、国の責任で無料の職業紹介をもっと充実するというような形ではないと、私の提案としてはコンシステンシーを欠いてしまうということになるんですが。

○奥谷委員 無料の職業紹介を必要とするのであれば、各都道府県でやっても構わないわけで、あえて国がしなければならぬということはないわけで、ですから例えば都心部で民間のそういったものが成り立つと、でも、地方ではそういったものが成り立たないと。無料のそういったものがどうしても必要になるとなれば、地方の道府県なりがやればいいいわけであって、あえて国がやらなければならないという必要性はないと思います。

○清家委員 ただ、都心部で有料の職業紹介が成り立っていても、そこに書きましたような事後チェック機能の整備というのは急速にはできませんから、劣悪なサービスを排除するためには、一定レベルのサービスが無料で提供されているということがセーフティーネットになるわけですね。

○奥谷委員 一定レベルのサービスが提供されているかどうか、これも今の状況でチェックできてないんで

すね。

○清家委員 それはおっしゃるとおりです。ですから、そのところがむしろ私はちゃんとサービスが提供できるような体制にすべきじゃないかと。

○奥谷委員 そういったことを、今の職業安定所を変えるよりも、むしろハローワークをなくす方がもっと一般の国民に対してプラスになるということです。時間がかかるだけのことで。

○清家委員 わかりました。では、ちょっとその辺は私と意見が違うので、テイクノートさせていただきたいと思います。

○宮内議長 あとよろしゅうございましょうか。鈴木議長代理、どうぞ。

○鈴木議長代理 議長のこのペーパーの目標自体に対しては、私は賛成なんですけれども、回収と書いてあるので、更に注意をされたんでしょうけれども、このハウ・ツーというところが必ずしもはつきりしないということで、私のペーパーはそのハウ・ツーというところを書き込んだつもりなんですけれども、このところをきちっとやっていただかないと。結論を言いますと、簡単に言うと、できましたら2月の18日の経済財政諮問会議の中で、八代委員は10と言われましたけれども、私はもう少し多くていいんじゃないか、20ぐらいでいいんじゃないかと思えますけれども、そういう挙げたテーマに対して少なくとも経済財政諮問会議、すなわちそれは何を意味するのかという総理を意味しておると。総理にそれにゴーというサインを出していただく、それには18日にそのスキームというものの中に入れ込まれてくること。それから、それは遅くとも4月までには出していただくこと、これがマストだと思うんです。

議長、それから担当大臣の勧告権の議論というのは、当然ありますけれども、さっき八田委員が言われたように、各機関はその勧告権に対してもノウと言っていたんでは始まらないわけです。それがないと、例えば医療分野のあらゆる問題の中で一番のハードコアは勿論株式会社だと思えますけれども、10か幾つかで絞られた中で、医療の株式会社参入ということを当議会で入れて、10しかないんだからおまえ必ずやってこいよと言われると、私も正直言って打つ手が今のところではないということは明快でありますので、そのところをやっていただくというのが、この問題を成功させるかぎだと思えます。よろしく願いいたします。

○宮内議長 その意味はよくわかります。森委員、どうぞ。

○森委員 規制改革推進のためのアクションプランの素案ですが、勧告の実施とか、勧告権の付与・強化を、どういうふうにすればいいのかということなんです、このイエスと言ってやらないといった場合には、特区ではどんどん実現してしまうということもできるとか、そういうことで、何らかのこの辺の強化が行われるべきなんだろうと思っています。それから、まとめていただきました私どもの意見のほかに、新しく新年度の検討項目としては、11ページ目の下の新年度の検討項目等というのに書き加えておいたんですが、今度の総理の施政方針の中でも、海外からの観光客の増大と。

○宮内議長 その点は、あとでもう一度新年度の方は議論したいと思っております。

○森委員 そうですか。とにかくこういう種類の問題の立て方でまとめてひとつ、この際急いで問題点を規制緩和すべきだということを申し上げたいと思っております。

○宮内議長 安居委員、どうぞ。

○安居委員 ここの中で、ちょっとわからないんですが、お書きになった中に2年以内を実現する旨の実施時期の目標と、これは例えば1年以内も含むと考えていいわけでしょうか。

○宮内議長 書いた方がそういうふうな、どんなに遅くとも2年というふうに書いたんですけれども、ひょっとすると直ちにできるものも2年後でいいと解釈されると非常に問題かなということで、ちょっと申し上げただけです。

○安居委員 そうですか。できたら、何か早くできるものという感じがしますけれども。それから、もう一つ思いますのは、結局一番大きな問題というのは、いろんな4つの指標に対する株式会社参入という問題が非常に大きいですし、かつそれが一番難しい問題だろうと思うんですけれども、ですからその18項目の中で2に分けて、それについては特別の手を打っていくということが要るのかなという感じを感想として持っているんですけれども。

最後に、私、今、たまたまEPAとかああい関係の仕事をやっているんですけれども、人の自由の問題というのが避けられないようになってきていると思います。そういう意味で、ここに看護婦さんとか、いろんなものが出ていますけれども、幾つかそういう問題を、EPAの交渉の絡みでも考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○宮内議長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 今のところで、期間の問題も絡めてなんですけれども、重点項目を絞るというふうに片方で言っていながら、今まで2年とか3年先とか、あいまいな表現で妥協したというか、取り決めてきたことを。例えば、前倒しとか、この3か月とかという意味で、過去の棚卸しというか、今までの妥協点の棚卸しをしてここに盛り込むということ、重点項目というふうに理解してよろしいですか。

○宮内議長 私がお答えできるかどうかわかりませんが、結局過去、これが大事だと思ってやれなかったというのが随分たまってきていると。ですから、おっしゃるようなことかと思えますけれども、新しい球というのはあればまた別ですけども、そんなことじゃないかと思えますが。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 今の河野委員の意見にも若干関連するかと思うんですけども、私のアクションプランにおける重点検討事項の一番上に書いてあることが、まさにある程度それに関連づけられると思うんですけども、実際に過去の2年間の討議の中で、落とされたものというのも勿論ありまして、それを一部敗者復活戦のような形で「不動産売買価格の登記」以下で書いているわけですが、落とされてものに対しても去ることながら、非常にやはり自分としてじくじたる思いがあるのは、結構言葉の最後のところを検討で終わらせて、本当にそれがうまくされているのかどうなのかというのが見えないものとか、見にくいものとか、チェックしづらいものが非常に多くて、書きばなしで終わってしまうというのが非常に不安であるというのがあると思えます。

落としたものよりも、こっちの方がちゃんとできているのか、我々がやってもらいたいのが100であるとすると、それが50ぐらいやったことでやったということになられてしまうのか、この辺が非常に不安なので、それに対してちゃんとできているのかどうなのかということを目的に、この都市再生関連の答申措置事項のうち、検討とされているものの改革の成果と実効性をきちっと問い直すということで、これを入れ込んでいただきたいと思って私は書きました。

都市再生特区とか、緊急整備地区とかいろいろ、これは都市再生本部の指定で動いてきておりますけれども、実際にそれが本当にできるかどうかというのは、結局地方自治体の役人が動かなかつたりとできなくなってしまうわけですし、その辺も含めて実際にインプリメンテーションできているかということをやっていたきたいと思います。

それから、鈴木委員の4ページ目を書いてあったことで、特区が先行するというのはいいいけれどもということですね。これは非常に私も同感ですので、私のところにはこういうふうに書いておりませんけれども、同じ意見だということを申し上げたいと思えます。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、時間の関係もございますので、この辺りにさせていただきます。次回の今のところ2月12日の経済財政諮問会議に向けまして、この課題の取り扱いにつきましては、本日の議論をできるだけ踏まえさせていただきます。基本的に御一任ちょうだいいたしまして対応したいと考えますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮内議長 ありがとうございます。また、御相談させていただきながらつくりたいと思えます。

それでは、またその結果につきましては、事務局から速やかに連絡をさせていただくということで、御了解いただきたいと思えます。

次の議題に移りたいと思えます。当面のスケジュールについてでございます。事務局から御説明をいただきたいと思えます。その後、御質問・意見交換をいただきたいと思えます。

併せまして、先ほどございました、新年度の検討課題につきましても、新年度はこうした課題に取り扱みたいという御意見がございましたら、是非御発言・意見交換をさせていただきたいと存じます。

それでは、事務局から御説明いただきます。

○宮川室長 それでは、資料2に従いまして御説明をさせていただきます。スケジュールでございまして、若干今のいろいろな議論がございますので、これがまた中に入り込んでくるということでございますけれども、とりあえず簡単にその辺りを入れ込んだ案に今なっておりますのでございます。

まず、規制改革会議の日程でございますけれども、本日会議ということでございまして、特区のヒアリング、それから今、議論のございましたアクションプランの議論、それからまさに今、議論しておりますスケジュール、新年度の課題をやるということでございまして、その後3月上旬、中旬、どちらかになろうかと思えますけれども、この辺りで一度諮問会議等との連携についての中間報告ということと。

3か年計画、今まさに作業を開始しようとしておりますけれども、この辺りの落とし込みについての状況報告。それから、新年度についての課題について、これは事務局の方で、今日の議論を踏まえまして一度たたき台をつくらせていただこうかと思っておりますが、このたたき台の案についての御議論を考えております。

4月に入りまして、上旬に経済財政諮問会議サイドに対しまして、まさに一度報告をするということと、3か年計画の落とし込み作業についての最終的に御報告をこの会議においてやるということ、それから新年度につきまして運営方針を決めていただくということを今、考えているところでございます。

なお、6月に中間とりまとめと称するのか、緊急答申と称するのか、その辺りの一度中締めをやるということ今、考えているところでございます。

なお、これに付随しまして、経済財政諮問会議サイドの方の日程でございますけれども、今日の議論を踏まえまして、今、12日ということを書いてございますが、この日程はまだ流動的でございます。アクションプランの案の報告を議長の方からやっていただくということでございます。

なお、4月に先ほどの経済財政諮問会議サイドに対しまして、当会議での検討結果の報告を受けるという作業がございます。

なお、一番右の方でございますけれども、これは通常の毎年やっております3か年計画の落とし込み作業とか、それから去年つくっていただいた3か年計画の基の方のフォローアップというのを今やっております。

それから、各界からの要望についても、今その回答を募っております、この辺りの作業手順がこのように書いているというところでございまして、一応3月末の閣議決定に向けて作業しているという状況でございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの点に関しまして、御質問、あるいは意見交換ということで、御自由に御発言いただきたいと思えます。

森委員、どうぞ。

○森委員 恐れ入ります。新年度の方と言うんでしょうか。11ページの下の方に、4つ書いてございますが、海外からの観光客の大幅な増大ということと、海外からの研究者と書いてありますけれども、学者、教育者、あるいは経営者等々も含めて、大いに海外からこちらに働きに来てくださる方々の招致、人材の交流のための問題。

それから、3番目の国内への投資を倍増するというための課題。これに対してそれぞれいろいろかなり複雑な、これまで遅れてきたという理由が相当複雑な規制によっているということがございますので、これを見直していくということが必要だと思います。

たまたま観光というのは、国土交通省の所管になっておりますけれども、外務省の所管の部分や、法務省の所管の部分や、厚生労働省の所管の部分や、文部科学省の所管の部分や、たくさんありますので、これを1つのテーマとして取り上げると。これはかなり人材の海外からの招致の問題と重なっている部分が多いというふうに思いますし、また海外からの投資の促進ということの場合も、これが大いに問題になっているということでもあります。この辺の3つを重ねて、何らかの形で積極的に取り上げていくことが必要ではないかというふうに思っています。

それから、4と書いてありますのは、前からのあれなんです、今までの私権尊重が行き過ぎていて、公権が後退していると言いますか、私益と公益とのバランスと言いますか、これが非常に日本が戦後の反動なのか、GHQの指導なのかよくわかりませんが、行き過ぎている場面が非常に多いので、この辺のバランスの見直し、もう少し公権力がしっかりやるべきことはやると、私権は遠慮すべきことをする。つまり公益とは何か、私益とは何かということの定義のし直しから必要だというふうに思っておりますので、この辺も取り上げていただくとありがたいと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、安居委員、それから八代委員、お願いします。

○安居委員 先ほどもちょっと触れましたけれども、ヒト・モノ・カネ・情報という中で、ヒトの移動だけが、まだ自由化されていないので、そういう意味で言うと非常にこれからの大きな問題だと思います。

したがって、これは基本的な問題もあると思うんですけれども、ここで考え方も含めてきちっとした方向と、やはりより自由化を進めていくべきだと思いますので、この問題はできれば取り上げていただきたいと思えます。

○宮内議長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 新年度の課題として、やはり今年度にありましたような、横割りのテーマで規制改革を考えていくというのは、非常に大事だと思います。

その際に、今も安居委員、あるいは森委員の方からお話がありましたような、例えば対内直接投資の推進とか、自由貿易協定の支援と言いますか、そういうような形でいかにして雇用を増やしていくか。これは、かつてアメリカが非常に低成長のときに一生懸命日本に対して企業誘致をしていたわけですが、今、日本も同じことをしなければいけないわけで、そのときに邪魔になっている規制をどう排除していくか、あるいは規制の排除というより民々規制が多いわけで、観光なんかそういう要素も非常に強いと思いますので、それはむしろ競争政策をより強化していくということも入るかと思いますが、いかにして外国企業を含む、日本の新規事業者も当然含むわけですが、新規参入がうまくいかない状況を、どうやって改善していくかというようなテーマで考えるというのが1つだと思います。

その中で、例えば人の問題も当然入ってくるわけで、やはり今、不法労働者の排除に熱心な、例えば直接投資を考えているビジネスマンとか、そういう人たちまで排除してしまうと。あるいは、先ほど安居委員がおっしゃいましたように、介護とか看護の部分で、非常に労働力が不足しているにもかかわらずなかなか認められない。そういうときに、一定の政府間協定的によって必要な人たちを国内に活用するということを検討するためにも、どういう規制改革が必要かということまで踏み込んでいいんじゃないかと思っております。

以上であります。

○宮内議長 ありがとうございます。

鈴木議長代理、どうぞ。

○鈴木議長代理 アクションプランのワーキンググループというのは当然できると思うんですけども、そのテーマ数にもよるけれども、必ずしも横割りの十幾つの人たちが入っていないという場合もあると思うんです。だから、私は必ずしもアクションプランの中には全要因を付けることはないということが1点と。

第2点、これが一番重要なんですけれども、毎年先に前半のことをやっておいて、後半の秋場になってから大急ぎで横割りをやるんで、これは非常に審議期間が足りないということがありますので、ですからそういう意味合いで横割りグループというのはもう4月から既にスタートしてやっていかないと、満足する結論にはなかなか到達できないし、昔はそうやってようやく到達してきたわけですから、だからそのことをやっていくという点が非常に重要だというふうに思いますので、勿論アクションプランをやる主査は、自分が抱えておる他の分野における横割りのものに対しても、あとで決着しなければいけないわけですから、時間の許す限りやっていくという構えというのが大事じゃないかというふうに思います。

○八代委員 済みません。鈴木議長代理のおっしゃる横割りというのは、縦割りの間違ではないんですか、むしろ雇用とか。

○鈴木委員 ごめんなさい。横じゃないです縦割りです。これ毎年言っているんですけども、やはり先に夏場前までの一作業をやっていると、どうしてもあとのその対象になっていないものは遅れてしまうんです。ですから、これは現実にそれに携わっていない人が遊んでしまうということになるからもういいんです。だから、それは是非やられると。それをやられれば、そのアクションプランというものを持っておるものも、それに追いつこうとしますから、だからこいつを是非今年はあれしていかないと、正直言って秋場になってわっとテーマを決めたとして駆け込むというのは、これは去年、一昨年例を見ても必ずしもいい成果を得ていないという経験から、やはりほかのものは4月からやるということははっきりしておいた方がいいと思います。

○宮内議長 清家委員、どうぞ。

○清家委員 2点あるんですけども、1点はいつも言っていることなんですけれども、この規制改革というのは事前規制の緩和と、事後チェックの強化というのが表裏一体ですので、残念ながら今年度も私が担当した事後チェック部分というのは、ほとんど世間の注目を浴びなかったんですけども、事後チェックの部分についてきちっと目配りをしていただきたいということと。

もう一つは、先ほど村山委員がアクションプランのことにしておっしゃったことに関してですが、それは来年度の項目についても言えると思います。つまり検討項目とか、それから実際に約束してくれたことでも、本当にちゃんとやっているかどうか、常にチェックしていないとやらなかったり、遅らせたりする可能性がありますので、その検討項目及び約束した部分がきちっとどういうふうに進んでいるかということを経道にチェッ

クしていくとか、そういうことも是非忘れずにやるべきではないかとふうに思います。

○鈴木議長代理 それについては、医療だってそうなんですね。例えば、IT化というのが平成16年というんだから来年ですね。来年に50%IT化するということは、これは約束事になっておるんですけども、今まで1%になっていない。どうやってこの1年のうちに50%までに飛び上がるんだということを、正直に言って追い駆けてないんですね。だから、この追い駆けても重要な仕事としてやらなければいけないから、それだけに4月から各縦割りグループというのが入らないといけないということを特に強調しておきたいと思います。

○宮内議長 森委員、どうぞ。

○森委員 先ほどから株式会社はどこまでどの分野に入ってもいいか、いかぬかという議論があるんですが、株式会社だといかぬけれども、NPOならいいだろうという議論も結構出てきていますが、このNPOというのはどこで始まってどこで終わったんだか、だれが責任を負ったんだか、わけわからぬという、むしろそういう仕組みでして、一体官がやる、公がやる、NPOがやる、株式会社がやるという、その辺のルールをはっきり議論しておいた方がいいんじゃないかと思いますが、これも要するに定義の問題かもしれないんですけども、どこかでちゃんと議論しておかないと非常に無責任なことになってしまうような気がしているんですけども。

○坂政策統括官 さっき鈴木代理がおっしゃった、縦横という話ですが、私どもの認識は、いわゆる分野横断的というか、いわゆる横という方というのは、言わば問題の掘り起こしとか、規制というのはある視点からいろんなものを横断的にながめてみることによって、どういう問題があるんだということを掘り起こすという意味で非常に意味があると思って、実はここ2年来そういうことをやっていたわけていたわけですが、3年目になると、3年目というか、したがって毎回毎回同じ横串では余り意味がなくて、そういう意味ではさっき森委員がおっしゃったこと、あるいは安居委員がおっしゃったことのように、今年の問題意識がはっきり出た横割りというのは大変意味があると思うんですけども、去年までやっていたような、同じ題目で横割りをまたやるということ自体は、余り意味がないんじゃないかと思っております。

要するに、横割りの問題意識というのは、毎年変えていかないと意味がないと。そういう意味では、森委員がおっしゃったようなこと、あるいは安居委員がおっしゃったことというのは、大変意味があるんだろうと思うんですけども。

それともう一つ、鈴木代理がおっしゃったように、去年は特に高原主査のところで大変御苦労いただいたわけですが、ああいう実務的な話というのもたくさんあるわけでございまして、そういうのをきちんとやっていくためにも、いわゆる八代先生のあれで言えば縦の方も早くやっておくということ自体は、大変手間がかかって大変なんですけれども、私どもとしてはありがたいというふうに思っております。

○鈴木議長代理 今年は何かというと、大物の、縦でも横でもない、個ですよ。個をつぶすのと、それから縦割りのものをオーデイティング、つまりどこまで進んだかをチェックするの、そして更に進めるというのを含めたものに集中して、有終の美を飾ろうという話になるわけですね。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、この新年度の課題につきましては、今日の御議論を参考に、更に事務局の方でもう一度たたき台をつくっていただきまして、次回の会議で改めて御提案をいただいて、議論するという形にしたいと思っています。それでは、最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○宮川室長 お手元の資料の中で、2次答申の横長の資料がございまして。これは佐々木委員の方からもいろいろと御指摘いただいておりますが、要するに字がたくさんあって2次答申というのは非常にPRしづらいというお話がございまして、私どもの方でパワーポイントにしたプレゼンテーション用の紙を用意しております。これ自身も実は字が多いんですけども、いろんな講演の場で使えると思いますので、是非お使いいただければと思います。

なお、このソフトはインターネットでも引けるようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点、資料がございまして、先ほど議長からお話がございました「要回収」は、恐縮なんですけども機密保持ということでございまして、これと各委員の検討項目がございまして、これも記者さんが結構どれだこれだと言って勝手に記事を書いてしまったりしているものですから、これも回収をさせていただきたいと思っておりますので、机の上に置いておいていただければと思います。

以上でございます。

○宮内議長 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。